

## 複合影響に関する部会検討結果

手続対象	タイミング	対応	要検討事項
<b>1 対象事業相互 (計画地間距離500m以内)</b>			
先行事業者	評価書案の審査段階で後発事業が申請	評価書に「 <u>後発事業者と調整し複合影響を回避低減する措置を講ずる</u> 」ことを記載	
	事後調査段階で後発事業が申請	「 <u>後発事業者と調整し複合影響を回避低減するよう努める</u> 」ことを住民、市に表明(説明会、文書、事後調査年次報告書などにより)	
後発事業者		先行事業の調査予測データに基づき複合影響評価を実施し、工事中及び供用後の保全措置を図書で明らかにする	
<b>2 対象事業と非対象事業 (計画地が隣接する場合)</b>			
	対象事業が先行(a)		「隣接」の定義は?
	非対象事業が評価書案の審査段階で計画申請	評価書に「 <u>後発事業者と調整し複合影響を回避低減する措置を講ずる</u> 」ことを記載	
対象事業者	非対象事業が事後調査段階で計画申請	工事中、供用後(交通)の複合影響について、後発非対象事業者と協議し「 <u>後発事業者と調整し複合影響を回避低減するよう努める</u> 」ことを住民、市に表明	表明手段は? 説明会、配布文書、事後調査年次報告書など
	対象事業が後発(b)	非対象事業者と協議し、工事中及び供用後の保全措置を図書で明らかにする	先行非対象事業のデータが無い
非対象事業者	非対象事業後発(a)	工事中、供用後(交通)の複合影響について、先行する対象事業者と協議し「 <u>対象事業者と調整し、複合影響を回避低減するよう努める</u> 」ことを住民、市に表明	表明手段は? 説明会、文書など
EGL届出対象事業	非対象事業先行(b)	EGLの運用(c)	(保全措置例)
<b>3 非対象事業相互 (計画地間距離500m以内)</b> (市の対応) EGLH23年度版に取組事項を追加する(c)			工事最盛期を重ねない 建設発生土の相互融通 資材等の運搬車両の供用 景観の調和 発生交通量の低減 など
「 <u>近隣で同時期に大規模事業が予定されている場合には、事業者間で調整し複合影響を回避低減するよう努めます</u> 」			